

2007年2月21日

和歌山県議会議員各位

元和歌山県議会議員各位

市民オンブズマン わかやま

代表 阪本 康文
代表 松井 和夫

連絡先 和歌山市十二番丁10番地
和歌山合同法律事務所内

TEL073-433-2241 FAX073-433-2767

政務調査費で支出される「事務所費」、 「事務費」、「人件費」の支出に関する公開質問状

謹啓

常日頃、県民のため県政にご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、国会議員の事務所費疑惑に接した私達は、県議の政務調査費に関し、領収書等の写しの提出がなく、使途の裏付けがない「事務所費」、「事務費」、「人件費」について、その支出の妥当性の点検・調査と是正活動を実施することにいたしました。その一環として本質問状を差し上げた次第です。ご多忙のところ恐縮ですが、是非、ご回答をよろしくお願いいたします。

いうまでもなく政務調査費は公金です。公金の使途に、その支出を証する領収書等の写しの提出がないこと自体、県民からすれば、疑問であり、県民に真実を知られることがないことを奇貨として安易で裏付けのない支出をしている疑いが払拭できません。

しかし、議員は、執行機関による公金の使途をチェックする立場にあるわけですから、高い清廉性と潔癖性が求められ、政務調査費の支出に際しても、裏付けや根拠のない支出はもとより、県民から使途について疑惑を抱かれるような支出さえあってはならないと考えます。

政務調査費の使途基準ですが、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、県議の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付されるものであることから、実費に充当(実費弁償)することが原則されていますが(従って、調査研究活動を行うためといえども、その環境整備にまで充当することは許されないと解されています。)、これは、公金であることから、地方財政法第4条①で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」とされていることから導かれます。

今回問題とする「事務所費」、「事務費」、「人件費」の支出の妥当性についても、上記の政務調査費の原則等から次のように解釈されます。

まず、事務所費ですが、事務所費の使途基準として、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理にかかる経費(事務所の賃借料、管理運営費等)」と県の規程に定められています。

現在のところ、各県議が、調査研究活動用の事務所をどこに設置して活用しているのかを明らかにしておらず、県民からすれば、事務所がどこにあるかを知ることができない状態にあります。この点、政務調査費の交付に関する規程第7条において「議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管」することと定められていますが、これらの証拠書類に、設置場所がわかる資料が備えられていない限り、事務所が設置されていないと解されます。

設置場所が定められているとしてもその事務所が、事務所費が支出できる「事務所」に該当するためには、調査研究活動を実際にそこで行っているという実態が必要であり、そのためには、外形的にも次の要件を満たしていることが必要であると解されます。

ア 事務所の形態

- ・ 事務所としての外形上の形態を有していること。
- ・ 事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。
- ・ 連絡要員等を配置していること。

イ 契約形態

- ・ 賃貸の場合は、議員個人が契約当事者となっていること。

上記の形態を満たしていたとしても、自己所有物である自宅(家族名義を含む)を事務所として併用している場合は、賃借料の発生がありませんので、発生しない賃借料に政務調査費を充当・支出することは違法であり許されないと解されます。また、この場合の管理費(賃借している自宅の場合も含む)も、家庭用と事務所用に契約が分離されており、分離していることが明らかになるよう双方の書類を備えるなどしていない限り、政務調査費で充当・支出することは不相当であり許されないと解されます(それは、管理費であるガス、下水道などは調査研究用としての固有の支出があることが考えられず、電気代にしても、その大半が生活上の使途と見なされるからです)。

調査研究活動用としている事務所が賃貸であり、それを自身の後援会等政治団体の事務所としても使用している場合には、基本的に、事務所の賃貸借契約、光熱水費の各契約が分離されていることが必要であり、分離していることが明らかになるよう他方の併用している事務所の各契約が明らかになる書類を備えるなどしていない限り、事務所の賃借料、管理運営費に政務調査費を充当・支出することは不相当であり許されないといえます。ただ、分離することが困難

なやむを得ない事情がある場合があることも考えられますので、その場合には、発生した経費を按分して政務調査費を充当・支出することも認めうる余地があり得ると考えます。もつとも、この場合でも、全体の額が明らかになる書類を備えるなど、併用する政治団体の運営費に政務調査費が充当されていないことを明らかにしていない限り、認める余地がないといえます。

併用する事務所に政務調査費の充当・支出が認められる場合の事務所費(賃借料, 管理運営費)の按分割合ですが、併用する事務所数や使用領域(面積), 使用内容, 使用頻度等により適正に按分される必要があり, そして, 按分割合の根拠となる証拠書類が備えられていないときは, 政務調査費を充当・支出することは不相当であり許されないと解されます。

私達は, 点検・調査の一環として, これまでに, 過去3年間(平成15年度から同17年度)に事務所費の支出がある県議について, 上記の解釈基準に従って充当・支出が適正になされているかを調査してきました。調査研究活動用の事務所が自宅とは別に見あらず, 自宅を事務所として併用しているとみるほかない場合において, 自宅が県議自身の自己所有物(家族名義を含む)であり, 賃借料の発生がないと思われるのに, 賃借料が発生したように装って政務調査費を充当・支出していると思われる県議が存在することがわかりました。これが事実であるとするれば, 政務調査費から賃借料を充当・支出することは, 自己の所得を増やす行為であり明らかな詐欺行為であると考えています。

上記の場合の管理運営費ですが, 管理運営費を家庭用と分離しているような報告(実績報告書の報告:以下同じ。)もないことから家庭用全額に充当・支出している疑いがあり, 報告上, このことを明らかにしていないことから, 各県議に保管が義務づけられている証拠書類にも家庭用と分離していることが明らかになる書類等が備えられていない疑いさえあります。仮に, これらの資料が備えられていないとすれば, 管理運営費に政務調査費を充当・支出することは不相当であり許されないと考えています。

調査研究活動用の事務所を後援会など他の事務所と併用している場合も想定されますが, 下記に述べる3分の1減じている県議以外に按分した報告がありません(なお, 按分しているのは平成17年度の1件のみです。当該県議も平成16年度までは減じていません)。この場合, 按分していないことに合理的な理由がない限り, 政務調査費の充当・支出は不相当であり許されないと考えますが, 全額を支出することについて, 合理的な報告がないことからすれば, 按分せずに, 全額に充当・支出している疑いが濃厚です。また, 各県議に保管が義務づけられている証拠書類にも, これらのことが明らかになる書類等が備えられていない疑いさえあります。仮に, これらの書類等が備えられていないとすれば, 事務所の賃借料, 管理運営費に政務調査費を充当・支出することは不相当であり許されないと考えています。

ところで、後援会などの事務所と併用していることも考えられることから県議の後援会事務所なども一定、現地調査を行ったところ、事務所が物置になっているなど実質機能していないと思われる事務所がありました。従って、仮に、後援会事務所等を併用している場合には、各県議に保管が義務づけられている証拠書類に、事務所が政務調査活動のために実質的に機能していることが明らかになる書類等を備えていることが必要であり、仮に、これらの書類等が備えられていないとすれば、事務所の賃借料、管理運営費に政務調査費を充当・支出することは不適當であり許されないと考えています。

前記のとおり3分の1減じたという報告が1件ありましたが、その根拠について何の説明もありません。そうしますと、真実は減じていない疑いすら生じます。そして、このような報告からすると、各県議に保管が義務づけられている証拠書類にも、これらのことが明らかになる書類等が備えられていない疑いさえあります。仮に、これらの書類等が備えられていないとすれば、事務所費に政務調査費を充当・支出することは不適當であり許されないと考えられます(当該議員は、次に述べる事務費や人件費でも3分の1を減じたとしていますが、同じことが指摘できません)。

車ガソリン代を事務所費に計上しているケースや駐車場の賃借料に政務調査費を充当・支出している方もおられましたが、これらを調査研究活動に要した経費とみなすことには疑問があります。いずれも間接的には必要といえても、調査研究活動に直接の必要性が考えられないからです。従って、いかなる理由から充当・支出しておられるかをお伺いしたいと考えます。

次に、事務費ですが、事務費の使途基準として、「議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費(事務用品、備品購入等、通信費等)」と県の規程に定められていますが、この事務費として、政務調査費の充当・支出が認められる場合としては、調査研究活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要と認められるものに限定して解釈されるべきです。そして、政務調査費の充当・支出が認められる場合であっても、電話、パソコン、事務機器などは、調査研究活動以外にも使用できることから、調査研究活動以外にも使用できる物の購入費や借り上げ費(リース代等)については、事務所費の按分に準じて解釈すべきと解されます。

そして、事務費のうち備品や事務機器購入費や借り上げ費(リース代等)への充当・支出が認められるためには、上記で述べた事務所費の支出の有無にかかわらず、政務調査研究活動用の事務所を設置していることが必要です。それは、事務所が存在しない場合には、当該備品や事務機器を設置する場所がないといえますので、設置する場所のない備品等の購入も認める余地がないと解されるからです。事務所を設置していない場合は、調査研究用のものとは解されず、事務費の支出は不適當であり許されないと解されます。なお、個人用の物は対象外であ

り、事務用品購入費、備品購入等の価格についても、調査研究活動に要する備品という視点から常識的に判断されるべきです。

私達のこれまでの調査では、事務費の支出がある県議の報告書には、その支出内訳を明確に記載している事例が少ないことから、真実性や有用性、価格の常識性について疑念を抱いています。また、電話、パソコン、事務機器購入費やリース代などは、調査研究活動以外にも使用できることから、按分した費用への充当・支出にすべきと考えられますが、按分支出している報告が上記で述べたとおり3年度間で1件しかないことから、事務費を支出しているが按分をしていない県議らは、按分せずに全額に政務調査費を充当・支出している疑いが強くあります。按分を明確にしていない報告書からすれば、各県議に保管が義務づけられている会計帳簿や証拠書類にも、これらのことが明確にされていず、明らかになるような証拠書類も備えられていないことさえ疑われます。仮に、これらの内訳が明確にされていず証拠書類等が備えられていないとすれば、事務費に政務調査費を充当・支出することは不相当であり許されないと考えています。

最後に、人件費ですが、人件費の使途基準として、「県議が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給与、手当、社会保険料、賃金等)」と県の規程に定められています。

人件費として、常時あるいは臨時に雇用する職員で、専ら調査研究活動の補助業務に従事した者にかかる場合の人件費は、その全額を政務調査費から支出できると解されますが、他の業務や活動にも従事している場合の人件費は、政務調査にあたる従事割合を勘案して按分すべきと解されます。もっとも、調査研究活動用の事務所を自宅と併用し、同居する家族を雇用する場合において、その業務内容等を明確にしてその支出に妥当性があることを明らかにせず、単に、その家族が電話の取り次ぎ等をしていることをもって、調査研究活動の補助職に従事しているかの如く扱っていると見られる場合には、政務調査費の充当・支出は不相当であり許されないと解されます。

当然ですが、人件費への充当・支出が認められるためには、上記で述べた事務所費の支出の有無にかかわらず、政務調査研究活動用の事務所を設置してあることが必要です。補助職員が業務を遂行すべき場所もないようでは補助業務を正常に行えるとは見なし難いと解されるからです。従って、事務所を設置していない場合には、人件費の支出は不相当であり許されないと解されます。

私達のこれまでの調査で、調査研究活動用の事務所を自宅と併用している場合において、同居する家族を雇用し、政務調査費を充当・支出していると思われる県議が存在することがわかっていますが、同居する家族を雇用しているとの報告も業務内容の報告もないことから、単

に、その家族が電話の取り次ぎ等をしていることをもって、調査研究活動の補助職に従事しているかの如く扱っている疑いが充分にあります。また、報告書にこれらのことを明らかにしていないことからすれば、各県議に保管が義務づけられている会計帳簿や証拠書類にも、雇用関係を明らかにした書類や雇用形態、業務内容、業務時間等が明らかにされていず、明らかになるような証拠書類も備えられていないことが充分に疑われます。仮に、これらのことが明確にされていず証拠書類等が備えられていないとすれば、人件費に政務調査費を充当・支出することは不相当であり許されないと考えています。

また、調査研究活動用の事務所を他の事務所と併用している場合があるとみっていますが、人件費の支出がある県議の報告書には、上記の1件以外に人件費を按分している報告がないことから、按分せず全額に充当・支出している疑いが強くあります。報告書に、このことを明らかにしていないことからすれば、各県議に保管が義務づけられている会計帳簿や証拠書類にも、これらのことが明確にされていず、明らかになるような証拠書類も備えられていないことさえ疑われます。仮に、これらのことが明確にされていず証拠書類等が備えられていないとすれば、人件費に政務調査費を充当・支出することは不相当であり許されないと考えています。

なお、運転手雇用経費や、運転依頼とする経費を計上して人件費から支出している県議もおられましたが、これらは直接に調査研究活動費に要した経費と見なすことには疑問があります。いかなる理由から充当・支出されているのでしょうか。そのご説明も求めたいと考えます。

再度強調しますが、県政務調査費の交付に関する規程第7条には、「議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管」し、これらを3年間保存することとされています。

私達は、住民監査請求を検討中ですが、上記のとおり経費の発生や支出を証する証拠書類が保管されているはずですから、これらの資料の写しを提供していただくことは容易であると考えて、とりあえず、同資料の任意の提供と共に、ご質問状を同封しておりますが、これに答えていただく形で各県議からご説明を受けることとした次第です。このことによって事実が判明し、住民監査請求の必要がなくなることもあると考えますので、各資料の任意の提供と積極的なご説明を是非ともよろしくお願いいたします。

ご回答期限を3月8日限りとさせていただきますが、同日までに、当会にご回答書が到着しない場合や、ご回答いただけても、公金の使途について違法・不当と思われる場合は住民監査請求に及ぶこともありますので念のため申し添えます。

以 上